

昭和期の徴兵・兵事史料から見た兵士の見送りと帰還

吉良芳恵

Seeing off and Welcoming Home Soldiers, as Seen from Historical Documentation Related to the Draft and Military Matters in the Showa Era

- ① はじめに
- ② 満州事変期における兵士の見送りと帰還
- ③ 日中戦争期における兵士の見送りと帰還
- ④ アジア太平洋戦争期における兵士の見送りと帰還
- ⑤ おわりに

【論文要旨】

本論考は、満州事変・日中戦争、アジア太平洋戦争期をとおして、国家、特に軍が、兵士の見送りと帰還にどのような方針で臨んだのか、また兵士はどのようにして戦場へ送り出され、あるいは帰還したのかという点について、徴兵・兵事史料等を用いて考察したものである。

満州事変期、軍は入営兵への饒別や除隊兵の返礼等旧習の打破、冗費の節約に力を入れた。その後日中戦争が勃発し、多くの兵士が動員されるようになると、応召兵の出征を祝す壮行会や歓送会、激励会、武運長久を祈る祈願祭等が盛大に行われ、「赤紙の祭」が始まった。戦争が長期化すると、軍は防諜を理由に入営・応召兵の盛大な歓送迎会や見送り等「別れ」の儀式的簡素化を試み、特に帰還兵士の歓迎には神経をつかい自粛を求めるようになった。

ところが、一九四一年七月の「関特演」は、こうした「別れ」の儀式を一変させ

た。軍は防諜を理由に、地方行政機関に召集業務を極秘に遂行するよう指示した。当初は軍側の方針の不統一により、行政機関に少々混乱をもたらしたが、その後は軍の執拗な要請により、神社や学校での歓送迎、駅での見送り、送別会、祈願祭など種々の儀式が制限・禁止され、また応召兵も軍服着用を禁止され、私服で密かに出征することになった。これは「赤紙の祭」の終焉を意味し、兵士や民衆の志気を弱め、戦意を喪失させた。こうした軍の方針自体、戦争の遂行に矛盾するものであった。

そのため軍は、一九四一年二月の日米英開戦後、銃後の鬱屈した気分を一掃し戦意を昂揚させるため、歓送や見送り等を許可し、種々の制限を緩和せざるを得なくなった。「赤紙の祭」の復活である。とはいえ、根こそぎ動員がすすむ中では、増え続ける戦死者をどのように祭るかが最大の課題であり、防諜を心配せざるを得ないほどの「赤紙の祭」の熱狂は、どこにも見あたらぬ時代が到来した。

① はじめに

藤井忠俊氏は著書『国防婦人会』¹⁾において、日中戦争からアジア太平洋戦争の時代を、民衆の「別れ」、つまり出征兵士と送り出す側の「別れ」に注目して分析し、その一体感こそが戦争を「聖なるもの」としうるとする視点を提示するなど、その後の戦争、特に銃後研究に多大な影響を与えた。本稿はこの視点を継承しつつ、満州事変・日中戦争・アジア太平洋戦争期において、兵士達が市町村からどのようにして出征していったのか、あるいは帰還（本稿では戦死者は除外）したのかという点に着目し、国家、特に軍がこうした問題にどのような方針で臨んだのか、その政策の歴史の変遷を、長野・新潟両県下に残された徴兵・兵事史料をとおして考察する。軍中央の指令が実際にはどのように具体的に市町村に到達されたのかということは、従来市町村の兵事史料の発掘が遅れていたため不明であった。市町村民にどのような具体的指示がなされ、実行されていったのか、あるいは実行されなかったのかということも分析することは、満州事変以後の民衆動員政策や民衆と権力との関係を明らかにする上で重要であろう。

なお、引用した史料には適宜句読点を付し、カタカナはひらがなに直したことをお断りしておく。

② 満州事変期における兵士の見送りと帰還

市町村では、毎年、入営・除隊兵の歓送迎会が開かれるのが慣習となっていた。満州事変後、いまだ動員令が下されていないなかった長野県南佐久郡野沢町でも、一九三二年一月五日、小学校で会費一〇銭の歓送迎会が開かれた。準備の過程で、在郷軍人会野沢町分会と青年団の役員は入

場券頒布のため各戸を訪問し、出席を要請してまわったが、その際大人の出席が強く要望された。²⁾その理由は、四年後の一九三六年一月五日に催された兵士送迎会の案内状により判明する。³⁾

兵士送迎会は除隊帰郷の兵士諸君を迎へてその労を謝し、新に入営せらるゝ兵士諸君の行を壮にしてその前途を祝する意味を以て全町を挙げての送迎会でありますから、子供が会員券を持つて来て受付け菓子を貰つてそのまゝ、すぐかへると云ふやうなことでなく、「中略」なるべく大人の方々が出席せられて終りまで会に列席せられ、奉公の大義に出入する町出身の兵士諸君を心から送迎するの誠を現はしていただきたいことあります。

というのである。つまり、子供らが大人のかわりに菓子をもらいに来るような「お祭り」感覚、あるいは儀礼的に送迎する習慣が町民たちの間にあったことを示している。兵士を支える銃後の形成とはほど遠い状態にあったといえよう。

同年二月二三日、ようやく第一四師団管下の松本第五〇連隊にも動員令が下された。長野県下で召集された兵士達は翌二四日から三月一日にかけて、松本、宇都宮、水戸の各部隊に入隊し、第五〇連隊は三月五日に松本を出発した。連隊が郷里に帰還するのは、一九三四年五月のことである。動員が開始された長野県の市町村では、兵士が出征する毎に小学校で壮行会や送別会が開かれ、在郷軍人会分会旗などを先頭に町村長、分会長、小学校長、町村会議員、助役、各種団体員、町村民が、旗や幟とともに停車場まで兵士を見送った。『野沢町報』⁴⁾は、青年訓練所生徒が行列の整理にあたり、小学校生徒は途中まで軍歌「天に代りて不義を打つ」を合唱しつつ見送ったこと、主婦会・女子青年団等の婦人団体員の参加が特に多かったことを報告している。

戦争熱がおさまった一九三四年になると、昭和恐慌の影響であろう、入営・除隊のあり方が問われるようになった。新潟県では二月一三日頃、第二師団管下の独立山砲兵第一連隊長が各町村に、翌年一月二〇日の同隊（高田）への入隊に際し、祝費用の節約を指導するよう通達した。⁽⁵⁾

現下非情時局に直面し殊に最近東北地方一般に凶作不況の折柄、入営者に対し各町村に於て恒例の如き送別饞別等により祝意を表せらる、事は此際努めて省略せられ、単に物質的よりも精神的の祝意に止められ、以つて冗費の節約と将来除隊に際しての返礼用土産物の費用を成るべく節約せしめられ度き考えに有之、当隊にては毎年是等の弊習を打破する如く努め居り候ふも往々入営前に是等祝儀及祝品を預かる関係上、自然除隊に際してはか返礼に苦慮し相当の金銭を消費致し家政上尠からざる工面と苦慮に煩はされ居る者も有之候次第に就き、各位（特に在郷軍人団、青年団員各位）の御賢察と御指導により是非此際無^ク汰^クを省略する様御取計らい相成度

同じ第二師団管下にある東北農村が凶作に苦しんでいる状況では、入営兵への送別・饞別や除隊兵の返礼等の旧習打破、冗費節約が要望されるのは当然であった。

また一二月二四日には、高田連隊区司令官が市町村長への通達で、入営杜丁付添人や町村吏員について、

従来宿舎の設備待遇等につき苦情を漏し不平を述べ不合理なる要求をなすものありとの噂を聞くも、其多くは入営杜丁にあらず、〔中略〕付添人、町村吏員中に不心得の言動をなすものありて横暴なりと誹謗せられ、或は宿舎に蒲団、寝巻〔中略〕等を打合以外に要請し酒食を強要し又は飲酒深更に及び、甚しきに至りては無垢の青年を遊裡に誘ふか如きことあらんか入営杜丁に迷惑を掛け悪影響を及ぼす

と批判し、彼等の自重を促した。⁽⁶⁾ 満州事変後既に数年がたち、戦争に対する空気は弛緩しており、入営兵の緊張に対し、付添人や役場吏員らは酒食に興じるなど、目に余ることが多かったようである。

一九三五年一〇月一九日、前年に旧習打破、冗費節約を依頼した高田連隊区司令官は、その成果ががらなかつたため、再度市町村長に「入隊兵の饞別及除隊兵の土産物廃止に關し御協力相成度件通牒」を送付し、次のことを要望した。⁽⁷⁾

除隊兵か土産物を購入するためには在営間支給せらる、給料（伍長勤務上等兵七円、上等兵六円四〇銭、一二等兵五円五十銭）中より毎月其零細を貯蓄せる金額の殆んど全部（一人平均二十五円位にて手拭、盃、等を購入し除隊前商人をして郷里に小包郵便等を以て前送せしめ置くを一般の風習とす）を消費しある状況にして、此際家庭及市町村民の時弊矯正を断行するの勇氣に欠くるに於ては、質素を旨とし勤儉の美風を涵養し之を郷党閭里に及ぼすべき所謂良兵良民主義の軍隊教育の効果を實現すること能はざる次第と存し候と述べた上で、さらに次のことを要請した。

市町村民を一層徹底的に啓発指導せられ、入除隊の際は各戸に国旗を掲げ入隊兵の壮行会、除隊兵の歓迎会等は貧富の別なく一様に神の社殿に於て之を行ひ、神殿に誓詞、奉答を捧げしむる等、天皇親卒の皇軍の本義に基づき最も熱誠ある精神的行事を挙行し、一方幟旗（祝入営祝除隊記名あるもの）饞別、土産物等市町村民の負担に係はる物質的儀礼は一切之を廃止する様致度存し居り候
右重ねて御依頼申上候

すなわち従来入営・除隊兵の歓送迎会は、戦争に民衆を送り出すための装置として盛大に行われるのが常であったが、昭和恐慌により農村の疲弊が濃くなると、軍は民衆の負担となる饞別や返礼など物質的儀礼の廃止を要望するようになり、そのかわりに市町村長に精神主義的行事の

実施を依頼するようになったのである。

③日中戦争期における兵士の見送りと帰還

一九三七年七月七日、日中戦争が勃発するや、七月後半から八月にかけて、日本全国に召集令状（在郷軍人への赤紙）が配られ、不安と緊張が社会全体に広がった。三七年中に九三万人の兵士が動員されたが、そのうち五九万四〇〇〇人が赤紙召集兵で、現役兵三三万六〇〇〇人に対してほぼ倍の人数となり、満州事変に比較しても桁外れの動員が行われた。⁸⁾

長野県の南佐久郡でも動員が開始され、桜井村では七月一六日、郷軍分会長が会旗とともに、召集兵を中込駅まで見送った。二〇日には、戦勝祈願祭が村社桜井神社で開催されたが、突然の開催であったため、各種団体が村民参加の幹旋につとめたことが、『桜井村報』に報告されている。同郡平賀村でも、七月一七日から断続的に赤紙が届けられ、八月一六日平賀神社で武運長久祈願祭が挙行され、ついで小学校で村民参加の壮行会が開催された。以後兵士が応召する度に、郡下各村社で各種団体、小学校、村民一同等による皇軍戦勝・出征軍人安泰の祈願祭が開催され、小学校では村民等による壮行会が開かれるなど、パターン化された見送りが繰り返された。⁹⁾ 八月二三日には、中込駅長の主催により、郡下桜井・前山・野沢・大沢・平賀・内山・中込の七カ町村当局者が集合し、兵士送迎に関して打ち合わせ、郷軍分会長等の出席と村役場の指示による所定の場所での送迎が決定されている。¹⁰⁾ 応召兵の出征を祝す宴と武運長久を祈る祈願祭、すなわち「赤紙の祭」の始まりであった。¹¹⁾

一方町村役場周辺では、動員に関する機密・秘密が遵守されにくい事態が生じていた。八月六日、南佐久郡白田警察署長は各町村長にあて、「兵書類取扱方に関する件」を送付した。¹²⁾ 機密・秘密事項を保持せよ

との注意であったが、その裏には次のような状況があった。

最近之等秘密書類を一般文書と同様の取扱を為し、或は動員関係秘密事項を軽々に漏洩せるものあり、「中略」動員事務は軍事機密事項に属するを以て、之が漏洩は厳に戒めざるべからざる所なり。

というのである。機密である筈の動員書類が一般の行政書類と一緒に処理されたり、役場吏員が動員事項を洩らしたらしく、地方行政機関の緊張が欠如していたことがうかがえる。

八月三〇日には、鉄道次官からの通牒「出征将兵歓送に関する件」¹³⁾が、平賀村に送付された。

地方在郷軍人分会等各種団体より、出征軍用列車発着日時等を鉄道停車場駅長に照会し来るもの多数有之候処、「中略」軍機保護上「中略」一切公表を禁ぜられ居る所に有之、一方地方各種団体としては、出征将兵を盛大に歓送せむとする国民的赤誠を以て軍用列車発着日時等を駅長に照会したる場合、駅長は何故に之を秘するかに疑念を懐く向不尠、駅長と地方各種団体間に面白からざる事例多々発生しつつある現状に有之候。

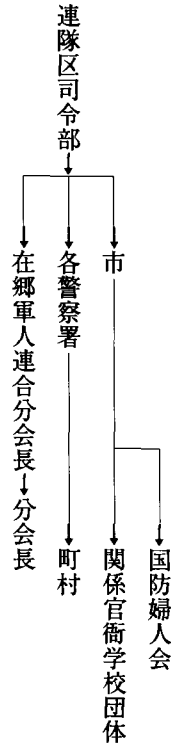
と、軍の機密事項である軍用列車の発着日時をめぐり、時刻等を事前に知らされていた駅長と在郷軍人等各種団体との間に軋轢が生じていたことが判明する。兵士の送迎においては、駅長の役割が大きかったようであるが、いずれにしても民衆は、出征兵士の壮行会、歓送会を盛大にやるべし、動員の秘密事項を保持することと矛盾することに、初めて気づかされることになったのである。

新潟県下でも、八月一九日、高田連隊区司令官が町村長・在郷軍人分会長に、「出征軍人部隊歓送に関する指示」を送付した。¹⁴⁾ まず出征部隊の歓送に関して、次のように指示された。

精神的歓送は勉めて盛大なるを希望するも（中略）防諜を絶対要件とするを以て、已むを得ず停車場に於ては或程度まで入場を制限

し、出発前各部隊内に於て盛大なる壮行式を行ふ事に定む
ついで入営部隊内での盛大な壮行式には、官民や出征将兵家族を出席させるが、駅での歓送は、防諜のため、左の人々のみに制限することが明記された。左の人々とは次のとおりである。

- 1、官公衙、市町村並学校（中等学校、青年学校、小学校等）の代表者（学生を含む）
- 2、在郷軍人連合分会及同分会代表者
- 3、各種団体（男女青年団、各種婦人団体を始め、教育会、神職会、仏教界、海外協会、自警団、町会等）代表者
- 4、出兵将兵の家族



また列車の発着日時は、次の系統で伝達されることになった。
さらに左のような注意が付記された。

- 一、歓送用国旗は携行して差支なきも、之を列車内の将兵に手渡しせざること
 - 二、発車の際は列車に向ひ隊列を整へ、知事又は市長等の発声に唱和して万歳を唱へられたし
 - 三、在郷軍人会、愛国婦人会、国防婦人会、青年団等は湯茶補充に援助を与へられたし、但し発車の直前定位に復せられたし
- ところが九月二七日になると、新潟県学務部長は支庁長・市町村長に、通達「第二師団司令部の要望事項に関する件」を送付し、「機密保持」の徹底を要請した。¹⁵⁾

今次動員部隊の各編成地出発に方り、停車場の見送りは連隊区司令部又は部隊より出発時刻を通知せる最小限の長官又は其代理者以外

は、停車場構内への入場は禁止すへき方針にして、銃後の熱誠なる後援に酬ゆるには極めて冷淡にして情に於ては忍びざる所なるも、動員完結後の部隊の行動は全くの軍事行動にして、特に輸送の日時、部隊号は絶対秘とするため、必要止むを得ざるに出でたるものなることを諒承せられ度

というもので、部隊編成地での見送り、特に一般の駅構内への入場を禁止するものであった。いままでも盛大な歓送を奨励していたのに、冷淡と批判されようが、動員の秘密事項は守らざるを得ないことを銃後民衆に納得してもらいたいというのである。しかし右の通達でも、村々での応召兵の祈願祭や壮行式、駅までの見送りが禁止されたわけではないことがわかる。長野県南佐久郡内の『桜井時報』や『野沢町報』にも、その後壮行式等が盛大に挙行された記事が掲載され続けている。

こうした中、一二月二三日の南京陥落後、戦争は終わったとする弛緩した空気が広がった。さらに任務を終えた部隊が郷里に帰還するようになると、軍は帰還兵問題に頭を悩ますようになり、銃後国民の志気に悪影響を及ぼすとして、次のような指示を出さざるを得なくなった。

一九三八年二月一九日、陸軍省兵務局長は内務省警保局長に、通牒「帰還軍隊の輸送間に於ける歓送迎に関する件」を送付した。この通牒は新潟県では三月二日に学務部長から支庁長・市町村長に送付されたが、その内容は、

此等部隊は事変の終結により帰還するものに非ずして、寧ろ今後の長期持久に即応する如く、出動部隊一部の整理交代に基づくなるを以て、其の歓送迎は専ら精神的方面に意を用ひ、形式的事項は力めて之を抑制し、以て緊張したる国民精神を消磨せしめ延びて果つ戦地に在る出動部隊に及ぼす等の事なからしむる如く深甚の考慮を払ふ

必要があるというもので、歓送迎を抑制し、国民に緊張を強いるもので

あった。

二月二日には、高田連隊区司令官も市町村長に、「出動部隊の一部交代整理に関する件⁽¹⁷⁾」を送付し、出征兵の通信中には本春帰還の旨を誤報するものや種々謬説をなすものがあるが、国民の志気を弛緩させるため誤解せぬようにと、長期持久戦に対応する指示を傳達した。日露戦争時の凱旋とは全然意味が違い、満州事変時の第二師団の一時帰還と同様であるというのである。その上で次のような注意を促した。

帰還者に対する歓迎の様式程度に就ては、色々の考方もあろうと思ひますが、⁽¹⁸⁾決論的に申せば、官民が今迄やつて来た還送勇士に対すると同様にするのが適当と存するのであります

一切の歓迎会、祝賀会等は之を行はず、緑門や流し旗等は之を廃し、最も精神的に感謝の意を披瀝して之を迎へ、其の労功をたたへ度いと思ふのであります、特に帰還兵に対しては、凱旋の辞句を使はしめぬ様にせられたいのであります

村に帰つた際、氏神様の社頭に於て報告祭を挙行し、神前に供へた冷酒を戴いて武運の加護を謝し、将来の報告を誓ふ等は最も望ましい事でありませぬ

未だ時局終焉したのではありませぬ、「中略」我貴き犠牲者の遺骨さへ尚ほ大部帰還して居ないのであります

又その慰霊の行事さへ十分出来ぬ情勢に於て祝賀会を実施すると云ふ事は適当でないと思へませぬ

軍としては、兵士の帰還は単に部隊の交代であり、まだ戦争が終わっていないことを強調せざるを得なかつたようで、戦死者の出た遺家族のためにも、凱旋気分では帰還兵士の歓迎会や祝賀会をしないよう、アーチ(緑門)や旗などで迎えぬよう指示したのである。

三月五日、陸軍省副官は「召集解除者の贈答等虚礼廃止に関する件」を陸軍一般へ通牒した。⁽¹⁹⁾

出征部隊の交代整理等により召集を解除せらるる者か、応召に当り受けたる送別に対し餞別返礼等贈答に腐心する嚮影からさるる模様にして、巷間にも之か制止方要望し来るものあり。

時局は尚愈々重大を加ふるの秋、多くの戦友に先たちて召集を解除せらるる者は充分其の言動を慎重ならしむるは勿論、特に無意義なる贈答等の虚礼は百害ありて一利なきものなることに深く留意し、断然之を廃止し、寧ろ帰郷後は率先銃後の核心となつて尚戦地に残る戦友の労に報ゆる如く、此等召集解除者に対しては充分なる指導を加へられ度。

という内容であつたが、これにより、餞別の返礼等旧習が依然として残つていたことが判明する。ところで虚礼廃止については、四月一〇日の『野沢町報』⁽¹⁹⁾にも、「除隊土産は絶対に廃止——亦生活改善必行事項として断行いたしませう」の記事が掲載されている。紹介しておこう。

従来入営兵応召兵の出発に際し一般から贈る餞別に対し、之等の将兵が帰還に当り所謂除隊みやげを持参して挨拶に廻つたことは、すでに一般から之を改善すべきこととしてその声があつたのであるが、今回各省政務官及事務次官の会合に於てこの風習を廃止する様申合はされた趣で、過般左の如き通牒を發せられその周知徹底方につき申達せられた。洵に時機に適したことで、此の際充分に之を徹底せしむるやう協力を願ひたい。「中略」別項通牒にある通り、除隊みやげ等を心配させることは、軍人並にその家族の負担を徒に重からしむるのみで、餞別贈呈者側の趣旨にも合はないことである。吾々は兵士が除隊帰郷の場合、「中略」挨拶されただけで満腔の感謝と喜びを以てお迎へすることが出来る、「中略」軍人諸君も軍人を出されている各家庭に於ても、「中略」前記風習改善の為に必ず之を實行して頂きたい。

として、四月三日に各省政務官及事務次官合同会合で申合せ、「其の

筋」から通知された通牒全文を載せた。その内容は、応召兵の帰還に際しての「餞別返し」、つまり金品の贈答は応召兵や家族にとつては負担であり、その廃止と、餞別金品を贈呈した者も返礼を期待しないよう望むものであった。

ところで一九三八年二月一六日、新潟県学務部長から市町村長に送付された、新津運輸事務所長からの通知「入営並に応召軍人の歓送方に関する件⁽²⁰⁾」には、歓送風景についての別の問題が示されている。主要な箇所を記しておこう。

入営応召軍人の歓送に際し、停車場構内入場者多数殺到し、之が整理に苦心致居る処に御座候

〔省略〕停車場構内の面積に制限あり、此の比較的狭隘なる処に多数密集せんか危険極りなく、過去には京都駅に惹起せし悲惨なる実例も有之、常に憂慮致居る処に御座候、幸ひ斯る場合の停車場構内入場者の取締に就ては、日頃御配慮相煩し居り感謝致居る処に候へ共、最近之等歓送の際、楽隊の入場希望増加し来り、之を入場せしめたる場合は比較的広き面積を占有し、且つ喧噪を極め一般旅客に対する業務上の通告並に作業上の通告を妨げ、時に思はざる事故の原因とも可相成哉も不破図、彼是考慮の上、楽隊の構内入場を差止め、之が必要の場合は駅前広場に於て為す事と致度、当所管内各駅長に対し、此の旨示達置候に付、御諒承の上何分の御協力相煩度狭隘な駅構内での通常業務を遂行するため、音楽隊の入場を制限せざるを得なくなった事情が記されているが、これは見送りの儀式が段々派手になっていくことを意味している。

日中戦争開始から二年たった一九三九年八月一五日、第一四師団司令部から各町村に「帰還者の歓迎に関する希望」が通達され、その詳細が「野沢町報」に掲載された⁽²¹⁾。

地方に依り又場合により、歓迎者が熱狂の余り兎もすれば秩序を紊

り或は軍機漏洩の言動に出づる等、聖戦途上の現在に於ては遺憾とする点も少くない。

というのである。軍は、帰還者の歓迎の仕方に尋常ではない民衆のエネルギーを感じたのであろう、今次事変はこれまでの戦争とは全く趣を異にし、戦はこれからで、国家総力の動員が必要であることを訴えた上で、具体的な歓迎方法を細かく指示した。この歓迎方法の記述からは、皮肉にも逆に帰還兵士の迎え方がよくわかる。

第一、帰還地に於ける歓迎に就て

- 1、駅頭は特に混雑するから各人定められた位置で歓迎し、且予め許可された者以外ホームに入場せぬ事
- 2、歓迎は努めて質素にし、旗幟を樹てたり、酒食を携行して休憩間帰還者に与へたりせぬ事（尚旗幟は全廃し、団旗、校旗会旗等以外は全部小国旗を持参すること）
- 3、帰還地の沿道に整列して歓迎される者は、警察官、憲兵、警戒兵の指示に従つてよく列を正し、帰還将兵の行進を妨げないこと、又馬の通過する時には、熱狂の余り旗を振り歓声を挙げて馬の狂奔させぬ様特に注意すること
- 4、帰還将兵の行進間列中に飛入り知人家人に面接せんとし、或は幼児を将兵に抱かせやうとする様な事は絶対になすこと
- 5、市町村等の歓迎は精神的且質素なるを旨とし、華美な歓迎門等を作るのを差控へ大国旗だけを掲揚する事、又各戸も国旗の掲揚し、田畑にあるもの、店に働く者等も将兵の通過中一時手を休め、帽子、手拭小旗等を振つて歓迎の誠意を表すこと。尚歓迎将兵の通過を二階や屋上より単に見物して居る様な事はせぬこと
- 6、召集解除前は帰還兵との面会を成るべく遠慮すること（尚面会の出来る日時は原隊側より通知する）

第二、帰郷時の歓迎等に就て

召集解除又は除隊者帰郷の際に於ける市町村等の歓迎は簡素且精神的なるを旨とし、且つ帰郷者をして祝宴や餞別返札等は行はぬ様、帰還者の家庭に予め注意して頂き度い。

- 1、歓迎アーチ、旗幟等の装飾は之を廃し大国旗掲揚に止めること
- 2、歓迎会は神社前、校庭等由緒深き場所に於て簡素厳肅に挙行すること
- 3、市町村又は団体主催で祝宴等を開催することは差控へること
- 4、帰還者家庭の歓迎に就ても簡素を旨とする如く、市町村より予め注意すること

第三、転送途中の歓迎に就て

地元代表者、家族、知人等が帰還部隊を上陸地又は途中まで出迎へることは遠慮せられ度

第四、軍の機密を洩らさないやうに注意すること

〔省略〕常に防諜に細心の注意を払ふと共に、帰還者歓迎に方つては特に左の諸点に留意して頂き度いと思ひます。

- 1、部隊の帰還に付、事前に口外したり通信をせぬこと
- 2、出迎へに方り、部隊号等を記した旗幟等を持参したり、或は家人知人の帰還者と面接する為に部隊号を言つて尋ね歩いたりせぬこと
- 3、歓迎の際見聞した帰還部隊の兵数、所持品、志気等に関し、口外したり手紙に書いたりせぬこと
- 4、歓迎面会等の際聞きかぢつた話を口外し、或はそれに尾ヒレを付けて面白半分に流言蜚語せぬこと

（尚以上の事は何れも軍機保護法違反に問はれ処罰されます）

形式的には師団からの「希望」というスタイルをとつたが、実に詳細な

指示がなされており、日中戦争の泥沼化の中、軍が帰還兵の歓迎方法に相当神経をつかつていたことがわかる。同じ町報には、帰還兵が多数の歓迎を受けたことも掲載されており、いくら注意を促しても、生還した兵士を見つけた家族らが狂喜する姿が数多く見られた。とにかく、戦死者の家族の心情や、以後の動員を想定すると、歓迎アーチや旗、幟等による派手な歓迎や祝宴は避けねばならず、儀式は質素に厳肅に行われる必要があつた。

高田連隊区司令官は、一九四〇年二月九日市町村長に、「現役兵（応召兵）の幟、幟（旗）等廃止に関する件通牒⁽²²⁾」を送付し、入営・応召兵の送迎について次のように指示した。

一、入営兵（応召兵）の幟は廃止すること

二、幟（旗）は歓迎或は各家庭門戸（入（退）營の際送迎人の携行するものは一人につき）には一本に限定せしむること、従つて本人の就職先等より贈与せらるゝものに対しては、前以て本人より辞退するやう指導し、止むを得ず受領せしものは掲揚せしめざるること

新潟県下の脇野田駅長も、一九四一年三月八日和田村村長に、「歓迎入場方に関する件⁽²³⁾」を送付し、出征・入営兵や帰還兵の歓迎が頻繁となるに従い、防諜の対策上、旅客公衆の雑踏する駅構内への歓迎迎者入場を自制することを要望した。

以上、日中戦争開始当初は、銃後の装置がうまくはたらいだよう、盛大に「赤紙の祭」が挙行され、駅での華々しい「別れ」が続いた。しかし戦争が長期化すると、防諜を目的として、華美な歓迎迎会の自粛、幟・幟の廃止等が求められるようになり、戦死者の増加もあつてか、特に帰還兵士の歓迎を抑制する詳細な通牒が数多く出されるようになった。しかしこのことからは逆に、民衆が軍や市町村役場から自制を求められながらも、実は以前とかわらぬ歓迎迎を行つていたことが類推でき

るだろう。民衆と権力のせめぎあいは、依然続いていたのである。

④アジア太平洋戦争期における兵士の見送りと帰還

日中戦争の長期化の中、一九四一年六月二二日に独ソ戦が開始された。これに呼応して、七月七日、陸軍は「関東軍特種演習（関特演）」という名の対ソ戦準備のための極秘の大動員を下令、一三日から令状交付を開始した。在満警備態勢を二ヵ月以内に整えるため、在満州・朝鮮部隊を動員するほか、内地から二個師団等の動員派遣が構想され、対ソ八五万の兵力のうち、約五五万人が新たに動員されることになった。

この秘密動員の過程で、応召兵との「別れ」の儀式に重大な変化が生じた。当初、軍の方針には不統一が見られ、市町村を混乱させたが、ともかくも長野県と新潟県の史料からその経緯をおつてみよう。

〈長野県〉

七月八日、金沢師団参謀長は長野県の各市町村長に、「応召又は入営等の見送並に付添人を一切廃止の件通牒²⁴」を送付した。応召・入営時の見送りや付添廃止の実行を徹底するよう要望するものであったが、とりわけ「付添官公吏」の部隊への立ち入りが禁止された。

同日、南佐久郡町村長会長も各町村長に、「応召軍人送迎に関する件²⁵」を送付し、松本連隊区司令部より送付された通牒を伝えた。応召兵士の見送りと帰還軍人の歓迎について、種々の抑制を強要するものであった。

- 一、送迎につきては送迎旗は絶対に廃止すること
- 一、一般の送迎者は其町村の校庭又神社々前迄とす
- 一、団旗又は会旗も前項と同じ
- 一、停車場迄で送迎すべき者は団体及親族数名に限るものとす
- 一、停車場に於ける送迎の際万歳を唱ふことは遠慮せられ度

- 一、応召軍人は国旗を以て襷をせらる、も廃止せられ度、其他応召軍人と標示する如き記章も同じ

これまでも襷や幟の廃止が要望されてきたが、この通牒では一步すすんで各種の旗が廃止され、一般の送迎者は小学校の校庭や神社までしか許されぬことになった。また、親族や諸団体の代表者のみしか駅まで送迎することができず、万歳三唱は遠慮すること、応召兵は襷をかけぬことなどが細かに指示された。

『徴兵・戦争と民衆²⁶』中にも、防諜のため、部落の人達の見送りはムラはずれまでで止められ、神社から駅まで見送ったのは、親族だけであったとする証言がある。『村と戦争²⁷』も、「日華事変」の末期頃から、村では歡送式だけが行われ、国旗・幟の掲揚や駅頭への見送りは、物資不足と防諜のため許されなかつたと記している。

七月九日、連隊区司令官は、「動員（臨時）召集に関する件²⁸」を各人宛に通達し、「防諜を第一要件」とする方針で臨むことを表明した。指示は厳しく、

- 一、歡送は努めて盛大に行ふこと、但し神社、若くは学校以外の処に於ては絶対になさざること（停車場広場及其の付近に於て行ふは不可）
- 二、停車場構内の見送りは市町村兵事関係者以外は見送りをなさざること（近親者若しくは停車場付近の在住者の故を以て構内に入るは不可）
- 三、停車場構内の万歳はなさざること
- 四、応召者は成るべく分散乗車する如く指導すること
- 五、応召者に就ては左の件厳守のこと
 - 1、如何なる標識をも付せざること
 - 2、日の丸の旗は携行するも外部に現はさざること（小旗に於て

も然り)

3、奉公袋は風呂敷に包み携行すること

4、見送りは自己よりも固辞すること(例へば別所村の応召者を

上田市に居住する知人が上田駅に於て見送りをなすは不可)

というものであったが、歓送は盛大にとうたいながら、「防諜」のため、駅での歓送、万歳三唱は禁止され、家族は駅構内に入らず兵事係のみが構内で見送るよう指示されている。静かで目立たぬ出征儀式が要求されたわけであるが、それでもなお、神社と学校での歓送会だけは許可されており、かろうじて銃後体制への民衆の参加が認められていた。とにかく秘密動員のため、駅での行事が禁止されているのである。

ついで七月一日、平賀村役場は各常会長に「応召帰還兵送迎に関する件追加」を送付し、白田警察署長よりの重要な注意を伝えた。ここでは、

◎不可なること

一、送迎旗は絶対に使用せざる事

一、団旗、日丸小旗の使用も絶対せざる事

一、兵士の門口に竹、松等にてアーチを造らざる事

一、祝提灯を使用せざる事

一、楽隊を使用せざる事

◎見止めらる、事

一、部落内大国旗掲揚のこと

一、応召兵の門口の国旗のみ交叉は可なり

◎其他可なること

一、其他に於ては送迎は壮大に行ふこと

一、学校迄の壮行の際は各戸一人以上にて送迎すること

一、部落内に於ける壮行会は可なり

と追加事項が指示され、歓送迎を壮大に行うことや学校までの壮行、部

落での壮行会が許可された。どうも禁止される事項の基準が一定ではないのだが、いずれにしても、全てが禁止されたわけではないことがわかる。

ところが三日後の一日、白田警察署長は各町村長に「応召員の見送り禁止趣旨徹底に関する件」³⁰⁾を送付し、九日付の連隊からの通達に重大な変更がなされたことを伝えた。これは金沢師団参謀長から連隊区司令官を経て送付されたものであったが、

一、七月九日長連動第二二八号第一項の歓送は絶対に行わざること

二、同第二項停車場の見送りは一切行わざること

三、応召者は軍服を用ふることなく私服を以て応召すること、着流

しにても差支へなし

四、奉公袋は必ず風呂敷に包み応召のこと

参考 歓送とは送り迎へを意味し、又祈願祭送別会等の為多衆集合する場合も禁止せられたるに付き為念

と記され、前回の指示の変更、つまり神社や学校での歓送や駅での見送り、軍服用までもが禁止され、さらに在郷軍人の身分を示す奉公袋を隠すよう、厳しい指示がなされたのである。

同一四日、平賀村役場は各常会長に「応召兵歓送に関する件」³¹⁾を送付し、「本日其の筋よりの通牒に依り、国民学校迄の見送りに厳禁せられ候に付区内適當の場所に集合の上、区境迄歓送相成度。以后応召兵は直接駅に至り乗車相成様御通知願度候」と、国民学校までの見送りが禁止されたため、適當な場所に集合して区境まで歓送する方法で対処するよう伝えた。末端行政は苦肉の策を取らざるを得なかった。

以上の史料から、連隊と師団との間で歓送迎に関する指示が異なっていたことが推察されよう。これでは藤井氏も指摘するように、町村が混乱するのは当然であった。ともあれ、警察署は祈願祭や送別会も禁止されたと理解していたようである。

七月一六日にも、連隊区司令官は各警察署長・市町村長に、「応召員見送廃止に關し趣旨徹底の件通牒」を送付し、歓送や停車場への見送りを一切行わぬことなどの他に、村常会（町内会、部落常会、隣組等）を通してそれを徹底させることを要請した。³³ 軍が末端行政組織を動員して応召業務を徹底的に秘密裡に遂行しようとしていたことがわかる。

七月一七日、臼田警察署の巡査は平賀村長に、「出征兵士見送に關する件」³⁴を送付し、一七日より左の件を厳守するよう「其の筋」より通報があったことを通知した。

- 一、 駅迄たりと雖も近親者一人位に止め絶対に見送りをなさざる事
- 二、 出征兵士の送別会等を盛大になさざる事
- 三、 神社に於ける祈願祭も出征兵士及付添人一名に止むる事

混乱は依然として続いていたといえよう。それにしても、神社での祈願祭を二名で行うとは、なんと寂しい光景であろう。

以上一連の通牒から、神社や小学校等で行われていた歓送や駅での見送りが厳しく禁止され（送別会や祈願祭も同様）、兵士は奉公袋を隠し、平服で、町村民に気づかれることなく出征させられることになったことが判明する。従来見られた出征の風景、つまり在郷軍人分会旗等があふれる中、万歳三唱におくられ、国旗の襷・記章などを着装して晴れがましく出征してゆく風景は、実は昭和一六年七月にその廃止が通達されていたのである。

藤井忠俊氏はこの事態を、関特演により従来の「赤紙の祭」が終焉し、この時から「郷里の輿望を担って出て行くかたち」の出征が崩れたと見る。すなわち、軍は召集業務を極秘に遂行するため、出征を祝う宴や盛大な見送りを禁止し、こうした動員方法はアジア太平洋戦争の開戦につながった、と説くのである。³⁵

ところで、関特演による動員そのものに対しては、七月二二日、飯田警察署長から各村長に「臨時編成令下令に当り特に注意すべき事項の件

通牒」が送付され、書類上の記載は「動員」を「編成」に、「充員」を「臨時」に変更するとともに、「急使其の他防諜」について次のことが要望された。³⁶

- 1、 村役場より本人に交付する為の急使も、出来得る限り吏員若は防諜方面に理解ある人を使用し、夜間午後七時半頃より交付を為すこと、但し就眠後にして熟睡中なるときは却て不可なることあるに付注意のこと、尚急使等より漏らさるる事例多きを以て厳に注意を与へ差遣のこと

- 2、 又直接応（徴）召者を役場に呼出し、応召又は応徴の旨を他に漏さざる様厳に口止めし、激励の辞を述べて防諜上所要の注意を与へ単独応召（徴）せしむる如くなすは、其の効果大なるに付実施せられ度

夜陰に紛れるなど、如何に秘密保持が企図されたかがわかる。

日米英開戦後の一二月一二日、平賀村長は応召者に、「今次臨時召集の応召者の携行品其他に關する件通知」³⁷を送付し、「其の筋」よりの通牒として、次のような注意を呼びかけた。

- 一、 防諜に關する件
- ※別紙「防諜の趣旨徹底に關する通牒」
- 二、 今次応召者は応召に方り、各人成るべく次の諸品を携行し来ること

- 1、 小型磁石（平時所持しある者又は輕易に求め得らる、者のみにて可）
- 2、 小笛（コロコロ笛）
- 3、 各人着用の外、冬シャツ、冬ツボン下各一着携行
- 4、 扇子（なるべく頑丈なるもの）
- 5、 ビールビン、止むを得されは、サイダービン（肩より懸くるに足る紐を付す）、（成るべく「コルク」栓付）「ウガイ薬を入

れる」(ウガイ葉は役場で用意するを以て買求めせぬ様申添す)

- 6、懐炉(軽易に求め得らる、者のみにて可)
- 7、タオル(日本手拭よりも「タオル」を可とす)
- 8、釣針、釣糸(平時所持しある者、又は軽易に求め得らる、者のみにて可)
- 9、焼塩一〇〇―二〇〇瓦及之を收容する瓶
- 10、小国旗(平時所持しある者又は軽易に求め得らる、者のみにて可)

ちなみに、富山県庄下村の兵事係は、それまでの「日の丸の旗と歓呼の声に送られ」た応召が、この時は「軍服は着てくるな、ゆかたがけで、からのビールか酒のびんを腰にぶらさげるか或いは手につりざおでも持つてこい」という変な召集³⁸で、大戦争が始まるのではないかと直感したこと、市町村での兵隊の見送りが禁止されたことを証言している。大規模な動員をカムフラージュするものであったが、兵事係はこの時期を「関特演」の直前と記憶している。しかし平賀村に残された史料では、太平洋戦争開始後であり、時期に相違があることを付記しておく。

ところで右通牒の(一)に付された、別紙「防諜の趣旨徹底に関する件通牒」は、これまでの経緯を次のように総括した。

七月八日以来屢々通牒してきたが、「今尚応召者の近親者にして見送の為駅に到り且つ警察官の取締制止に応せざる者、又は応召者の知己等にして私情を以て駅に見送り万歳を発唱する者等、自肅自戒充分ならざるもの」があり、歓送を望む至情は察するが、現下の情勢は防諜の絶対厳守が必要のため見送りに関する一切の事項を禁止したのであり、町内会、常会、隣組等を通して防諜報国の趣旨を徹底強化し、次の事項の実行を希望する、と説明した。その内容は、一〇項目にわたった。

一、見送りは一切行はざること、特に駅(駅付近及自動車乗場等を

含)に於ける見送の絶無を期すること

- 二、壮行会、送別会、祈願祭、懇親会等を行はざること
- 三、祈願幡、送行旗、送行門等を設けざること
- 四、応召者には応召に関し左記諸件を徹底せしめ必ず実行せしむること
- 1、如何なる標識(襷、腕章、在郷軍人会員徽章等)をもなさざること
- 2、奉公袋は風呂敷に包み外部に現はざざること(日の丸の旗、其の他の小旗類を携行するものも同様にする)こと、尚応召者はなるべく分散乗車する如く努むること
- 3、見送りは自己よりも固辞し単独にて家を出発のこと
- 4、軍服を着用せざざること、但し将校、准士官は軍装せざざる軍服なれば可
- 5、応召途中に於て応召に関する事項は、万必要な者以外に対しては絶対口外せざざること
- 6、応召後の挨拶状等を自宅より印刷携行せざざること
- 7、近親者と雖招待及饗応等をなさざざること
- 8、応召に方り見送を受けざるも、防諜の必要なる所以をよく認識し勇躍出発すべきこと
- 五、応召者の乗車券は駅長室に於て購入すること
- 六、市町村及応召者又は其の家族等に於て発信する電報葉書等は、動員、召集等の語を用ひずして所要を弁し得る如く考慮すること
- 七、一般市町村民も、動員、応召等に関し仮令之を知るも自己のみに止め、万止むを得ざる場合の外絶対談話口外せざざること
- 八、鉄道沿線に於ける見送り(列車に対する見送り万歳等)は厳に禁止のこと
- 九、家の前に於ける見送も行はざざること

十、前各号は現役兵の入営の際にも適用し、総て応召者同様になすこと

七月からの一連の軍の指示にもかかわらず、近親者や知己などは警察の制止を振り切つて駅で見送りを続行していたようで、日米英開戦を契機に、一切の見送りを絶無にするよう、一層厳しい指示が出されたのである。壮行会、送別会、祈願祭、旗や幟、樽等は全て禁止され、見送りがなくとも勇躍して出征せよとの厳しい要請であった。

ところが三日後の二月一五日になると、長野連隊区司令官は各市町村長に、「入営又は応召に方り見送人等に関する件通牒²⁹」を送付し、三日付の金沢師団参謀長の通牒を伝えた。

一、父兄、知人等の付添又は見送は乗車停車場又は歓送場迄に止めて部隊に到らしめざること、但し駅構内に入ることを厳禁すると共に旗、幟、樽等の使用は依然従来同様之を禁止す、尚歓送場としては役場、小学校、神社、或は忠魂碑前等を使用するを適当とする意見なるに付為念

二、市町村、在郷軍人会等に於ても吏員又は役員付添及指導は乗車停車場（構内に入らしめず）迄とす

三、入営又は応召当日の著装被服に関しては制限せず

右以外の事項にして見送に關しては従前屢次に亘る通知の通りに候も左記を念申添候

一、壮行会、送別会等は行はざること

一、本村の一般の見送りは平賀国民学校庭迄とす

一、出発に当り招待及饗応等は近親者に限ること

◎学生の音楽隊は国民学校迄行進することを得

旗や幟、壮行会や送別会等は依然禁止されているのだが、一二日の段階とは異なり、歓送や見送り、服装、音楽隊の行進等、ずいぶん緩和された内容になっている。方針が変化したことは、次のいくつかの史料でも

確認できる。

関特演以後、情報統制のため、紙面に一度も報道されることのなかった歓送会に關する記事（「軍を信頼して進め／出征歓送は精神が第一！」陸軍が国民へ呼かく）が、二月一六日の『信濃毎日新聞』に掲載された。東京で一五日に発表された陸軍談話を載せたものであるが、その中で、

今後は一億民心の昂揚を図るため、陸軍関係の出征将士の歓送激励式などについてのその制限を緩和せられることになつたが、その趣旨は飽くまで精神的なものであつて、苟くもこれがため軍事の秘密が暴露したり、物質の消費や歓送迎による交通量の激増を来たしたり、或ひは勤務作業を休んだりするやうなことがあつては趣旨に反するもので、度を越さぬ範囲内で大いに銃後の士気を振起してもらいたい。

と述べ、今回の「大東亜戦争」は長期化が必至ゆえ、軍の作戦進展の情況、中でも特に進路や地点等は発表を控える場合があることを伝えると同時に、「軍を信頼して徒らに敵の謀略宣伝に惑はされぬ」よう要望した。また別の記事（「出征の壮行会今後は差支へなし」）では、「久しく自粛して来た応召兵の歓送等は、大東亜戦争開始と共に方針が緩和され、お祭り騒ぎに亘らぬ程度で壮行会歓送等を行つても差支へない事になつた」として、松本市では近日中に、本年度入隊する現役壮丁のための盛大な壮行会が翼賛会支部、郷軍連合分会、その他各種団体と共同主催で挙行されることを報じた。壮行会の理解に少し乖離があるが、いずれにしても太平洋戦争を遂行するため、兵士や銃後を鼓舞する歓送会が解禁されたとみてよいだろう。

二月一八日にも『信濃毎日新聞』（「勇士歓送の心得」）は、軍当局が左のような出征兵・応召兵の歓送方法を指示して来たので、松本市で

は一七日に各区長を通じて全市民に徹底させる事にした、と報じた。

一、父兄知人等の付添ひ又は見送りは、乗車停車場又は歓送場迄に止め部隊に至らしめざる事、但し駅構内に入る事を厳禁すると共に旗幟等の使用は依然従来同様これを禁ず。尚歓送場としては国民学校神社々前を使用する事を適当と認む。

二、在郷軍人会等に於ても、役員付添ひ及び指導は乗車停車場迄とす（構内に入らしめず）。

三、入営又は応召当日の服装に関しては制限せず。

また同紙は、埴科郡でも、一七日の満州埴科郷建設促進協議会の席上、緊急問題として応召入営勇士の送迎方法を全郡的に統一する必要がある旨を協議し、

一、壮行会は士気昂揚のため精神的に盛大に開催する事

一、町村民の歓送迎は国民学校氏神社前迄とし、駅へは役場関係近

親者のみとす

一、防諜の点は特に留意する事

等を申合せた、との記事を掲載した。

以上から、民衆が壮行会や歓送会等をいかに希求していたかがわかるだろう。日米英開戦は、銃後の鬱屈した気分を一掃するかのよう、「赤紙の祭」を制限つきながら復活させたのである。

アジア太平洋戦争開始一年後の一九四二年二月七日、長野連隊区司令官は各警察署長・各市町村長・各連合分会長・各分会長に、「応召（入営）兵の歓送迎に関する件通牒⁴⁰」を送付した。「屢々通牒致したる所なるも、現在別紙の通（前各通牒の要約せるもの）実施致し居り候に付承知」してほしい旨を要請するものであった。

「秘」別紙 応召（入営）兵歓送迎に関する件

一、歓送

1、応召兵（現役兵、其の他の入営兵を含む）の郷里出発に当

り、神社、寺院の境内、校庭奉安殿前、役場前、その他適當なる場所に於て壮行の式を挙ぐるは差支無きも、此の際防諜に關し厳に注意のこと、尚此の場合案隊及国旗、会旗、団旗等を使用するは差支なし

2、最寄りの乗車駅迄の見送りは極く小数の家族又は市町村、軍人分会の代表者に止むること、但し見送人は総て駅の構内に入らざること、又駅への見送りに国旗、会旗、団旗及其の他の標識を用ひざること

3、部隊への付添へ及途中の駅迄の見送りは行はざること

4、応召（入営）兵の服装は随意（軍服にて差支無し）とす、但し国旗、幟等を所持する者は之を露出することなく携行し、殊更に応召（入営）兵たることを知らしむるが如き標識をせざること

5、見送りの為新たに旗、幟等を調製（購入）し、或は歓送門を其の都度構築せざる様注意のこと

二、歓迎

1、召集解除者及満期除隊者の帰郷に際しての歓迎は歓送の際に準し、最寄りの下車駅迄の出迎へは極く小数の家族又は町村、軍人分会等の代表者に止め、且此の場合の出迎者は駅構内に入ることなく駅構外に於て出迎をなすこと

2、帰村に当り神社、寺院の境内、校庭、その他適當なる場所に於て歓迎の式を挙ぐるは差支なし、此の場合案隊、旗等の使用差支なし

3、部隊又は途中の駅迄の出迎へは、止むを得ざる場合の外行はざること

その後も一九四四年まで、長野県では応召兵の歓送に関する同様の指示が送付され続けた⁴¹。盛大ではないが、民心を納得させる程度の「赤紙

の祭」が軍により許容されたのである。

〈新潟県〉

新潟県でも、長野県と同様の史料が確認できる。

七月九日、高士村長・在郷軍人会高士村分会長は大字区長・分会班長・学校長・団团长に、軍事機密「時局上防諜厳行に関する件」⁽⁴²⁾を送付した。独ソ戦開始にともなう防諜上、時局業務の秘匿並流言蜚語の防止に努めることを要請するもので、特に次のことが厳しく指示された。

- 1、万一動員下令ありし場合は関係者以外に漏洩せざる如く注意すること
 - 2、動員関係官公吏各位は職務上当然動員下令の事實は承知せらるへきも関係者以外には絶対に他言せざること
 - 3、動員実施は勉めて冷静整肅極秘裡に確實迅速に完遂すること
 - 4、万一動員下令あるも召集徴発は恰も従来の交代派遣と異ならざるか如き或は万一を顧慮する教育の為なるか如き感想を予へること
 - 5、応召⁽⁴³⁾の方に方り従来見受くる所謂御祭騒的送迎は之を厳禁する如く指導すること
 - 6、動員令電報は一切之を使用せざるものとす（特使を派遣するものとす）、動員用封筒は之を使用することを得（省略）
 - 7、充員召集令状受領者も関係者以外に秘匿する如く指導すること
- 動員を密かに行うよう細かな指示がなされているが、その中で注目されるのは、「御祭騒的」送迎が厳禁されたことである。また激励会や歓送について、左のようにその改正点が示された。
- 一、激励会は応召の為村出發の当日其の時刻前に之を執行するものとす
 - 二、激励会は極簡素に之を執行し高士校々庭に於て実施す之か為出發時刻一時間前に集合するものとす

三、歓送は激励会実施に依り終了したるものとす

四、応召者は学校前停留所より乗合自動車に乘車出發するものとす

特に貸切自動車に依るもの亦同し

五、村出發場所以外の歓送は官公吏、団体代表者并応召者の極近親者に限るものとす

六、応召者の服装は従前に倣ふ但し応召の標識は之を厳禁す

七、本件に関して部落に於ける指導は区長、分会班長協力之に當るものとす

つまり、防諜上、激励会は出征当日、しかも一時間前に極簡素に行うことが指示され、歓送は役場吏員や郷軍等の代表者、近親者に限定され、応召者を示す標識を身につけることも禁止されたのである。

七月一日には、新潟県学務部長・警察部長が支庁長・警察署長・市町村長・中等学校長に、「時局下防諜に関する件」⁽⁴⁴⁾を送付し、次のような注意を促した。

- 一、召集徴発は特に指示ありたる時は極秘の取扱を為すこと此の場合には特に関係者に於ても「動員」「充員召集」等の言を口外せしめざること
- 二、応召者に対しては従来杜行送別等の名の下に料亭等に於て宴会を為す向あるも之を廃し町内常会等に於て衆目に触れざる様努めて簡素に行ふこと
- 三、千人針は街頭に於て縫結を為さず衆目に触れざる様調弁すること
- 四、歓送の際は駅頭等に於て杜行式を行はざること又樂隊は勿論旗も大小に拘はらず之を禁止すること尚学校生徒等増列せしめざること
- 五、見送り者は自宅出發より家族親戚を含み応召者一人に付三名以内に制限すること

六、市町村、会社、工場その他団体等に於て自己関係の応召人員、

召集部隊、到着日時等を他言せざること

七、襷、其の他応召者たることの標識は一切用ひざること

八、応召者の住家に旗、緑門等特別の標識を建設せざること

こうして防諜を理由に、壮行会や送別会を町内や常会等で人目につかぬよう簡素に行うことが指示され、駅での壮行式や楽隊、旗、小学生の見送り、応召者の襷等の標識、応召者の家の旗標示などが禁止された。特に応召将兵の歓送については、より具体的に次のことが要請された。

一、各種団体並に一般に対する事項

1、応召者の出発の際の歓送は応召者の居宅前（応召者多数ある場合は町内適当の場所を指定し）に集合し其の場所に歓送すること但し大袈裟には行はざること

2、居宅より出発駅迄の歓送者は絶対に三人（家族親族を含む）以内たること

3、応召者の氏名を記載したる旗、標識類は用ひざること

4、従来市より寄贈したる長旗は贈呈せず別に餞別を贈る

5、応召者の出発日時其の他を記載したる看板其の他応召者を知り得る標識類（左胸部に添付する日の丸の布片）は一切用ひざること

6、歓送の際の楽隊は用ひざること

7、応召者の居宅前に歓送する場合は町内旗団体旗を持つも差支なし

8、出発駅迄の歓送者は町内会旗、団体旗、日の丸小旗等を持たざること

9、町内会長（役員）にして出発駅迄歓送する場合は町内課長（役員）の標識たる腕章、襷等は用ひざること

10、千人針の縫結を求むるときは街頭に於て行はざること

11、壮行の辞等を述ぶる場合は特に言辭に注意すること

12、応召者の出発日時（駅）入隊部隊名及応召者の数等は絶対に他言せざること

13、歓送方を区内に通知するときは単に集合日時並に場所のみを通知すること

14、町内会長、各団团长に交付しある新潟駅構内の入場券は応召者の歓送には無効とす

二、応召者に対する事項

1、入隊部隊名、入隊月日、出発日時（駅）は絶対に他言せざること

2、町内会長、在郷軍人分会会長其他に挨拶する際は単に自宅出発日時のみを告ぐること

3、挨拶に用ゆる名刺には「応召」「入隊部隊名」「出発月日（駅）」は印刷せざること

4、記名した国旗、奉公袋等は風呂敷包等とし応召者たることを知り得ることなき様注意すること

5、応召されたる事実を親戚、知己等に通知する場合は「動員」の語を用ひざること尚ほ入隊部隊名入隊月日は記載せざることとし必ず封書たること

実に詳細な指示であったといえよう。

ついで七月二三日、高田警察署長から各村長に、「臨時業務防諜に關する件」が送付され、新潟連隊区司令官からの通牒が伝えられた。¹⁴⁾

一、「動員」の語は一切使用を禁ず

二、応召員の服装は下士官以下軍服以外のもの（軍服類のものを含む）にして成るべく平常着用被服を使用すること

私服類を郷里に返送する為の梱包材料を携行すること

私物の軍刀類は携行すべからず

奉公袋等は風呂敷包となすこと

頭髮は殊更散髪するに及ばず

但し准士官以上は軍服着用差支なきも軍服の場合は軍装品は鞆等に収容携行すべし

三、付添人は廃止せしむること但し病氣其の他已むを得ざる場合に於ても一名とし其の服装は前項に準ず

四、入隊後の札状発送は成るべく全廃せしむること

五、即日帰郷者に対し特に言動に注意せしむること

六、応召者に対する面会は一切許可せられず

これにより、軍が、軍服や奉公袋などから在郷軍人であることが判明するのを危惧していたことがわかる。

ちなみに、七月二五日に高土村役場から応召員に送付された「秘（軍事機密）応召の為出発に関する件」⁴⁵では、応召員の集合方法までも事細かく指示されており、召集業務をあくまでも秘密裡に遂行しようとする強い意志がみてとれる。

1、自転車に乗車し得るものは自転車に依り村集合所に至るものとす
2、徒歩にて村集合に至るものは可成順路以外の道路を通行すること
3、応召者我家を出発するときは単身とし絶対屋外見送りは為さざること要するに一般に応召なることを知らしめざるものとす
4、入隊後の着替服等返送の為の包装用物件を充分取揃へ携行すること

九月二日になっても、新潟連隊区司令部は各町村長に、「現役兵入営に付防諜等に関し特に注意すべき件通牒」⁴⁶を送付し、「上司」（師団）よりの要望として次の徹底を要請した。

一、入営人員及入営部隊の秘匿に注意する事

二、駅頭の歓送は廃止する事

三、旗、幟及襷の類並日の丸の胸章は一切植立又は携行せしめざる事

四、官公吏以外の付添人は厳禁する事

日米英開戦後の一二月二三日、新潟連隊区司令部も市町村長に、「入、退営者、出戦及帰還部隊の送迎に関する指導要領の件通牒」⁴⁷を送付し、将兵と銃後国民の志気を昂揚させ国民感情を満足させるために従来の制限を緩和し、送迎を精神的に盛大なものとする方針を、関係団体に通知指導するよう要請した。勿論、軍機保護法・同施行規則に抵触しないことが前提であったが、その際、

・送迎により交通量を激増させ、軍事・生産輸送等の主要運輸を妨害せぬこと
・衛戍地に送迎者が増集し、該地の食糧統制を混乱させぬこと
・警備、防空に必要な人員は送迎の為持場を離れぬこと
・平時業務、特に生産能力を低下させぬこと、物資・経費等は極力節約すること

などの点が注意され、さらに細部にわたり左のような指示がなされた。

1、祈願式、壮行式、激励式、歓迎式等は荘厳且簡素に行ふこと
2、入、退営者の送迎

イ、入、退営当日市町村、公会、隣組等はなるべく国旗を掲げ慶祝の意を表すること
ロ、送迎者の範囲は在郷軍人分会、其他各種団体及隣組並父兄近親者とし総て最寄停車（留）場迄に止め部隊に至らしめず、但し病人等特別の者に限り部隊迄付添はしむることを得

ハ、市町村等に於ては現役入営者の指導並に部隊との連絡に遺漏なからしむる為可成所要の吏員等を部隊迄付添はしむること
二、駅構内の送迎は一般に之を厳禁す、但し駅構内以外の沿線に

二、駅構内の送迎は一般に之を厳禁す、但し駅構内以外の沿線に

於て送迎するは差支なし、之か為其の場所等は関係者に於て駅長と協議するものとす

ホ、衛戍地居住者にして同地の部隊に（より）入（退）営する者の送迎は公会又は隣組単位とし部隊迄（より）の見送（出迎）は近親者のみとす

ヘ、公会隣組等の送迎にはなるべく少国民をも加へ志気の昂揚を図ること

ト、入営者の服装は制限せざるも可成軍服、国民服、訓練服等質素且軽快なること、又旗、幟及襷の類其の他胸章は一切植立せしめざること

チ、退営者の服装はなるべく軍服（私物）とする如く入営当初より部隊に於て所要の指導を為す

リ、楽隊等を有するものは之を以て送迎するは差支なきも新に之か編成等は差控ふるること

ヌ、個人よりの餞別は之を廃止し市町村、公会、隣組等より之を贈る場合は記念貯金とし通牒を交付する等の方法に依ること

入、退営者は送迎者に対し謝礼の挨拶のみに止め物質的謝礼をなし又は饗応等をなさざること

3、出戦部隊停車場の見送
イ、乗車駅構内見送者

Ⅰ 出戦将校以下近親者等一名に限り入場せしむ之か為部隊より予め駅と交渉し且入場証を準備交付するの処置をなすものとす

Ⅱ 部隊側の見送は出戦部隊の営門にて実施し駅構内には関係ある将校のみ入場すること

ロ、駅構内外に於ける見送は特に制限せず
ハ、駅前於て地方長官、市長等の歓送式は防諜上実施せず

ニ、沿線各駅に於ける団体及近親者の歓送は第二項「二」の要領に準し構外とす

4、帰還部隊の出迎
イ、一般地方出迎人は駅構内に入場せしめず構外に於て出迎へしむ

ロ、駅前広場等に於て地方長官、市長等に於てなるべく歓迎式を実施すること

ハ、沿線各駅に於ける団体及近親者の歓迎要項は歓送時に同し
5、其の他一般事項

イ、送迎に際してはなるべく小国旗を用ふること又物質節約上幟等は樹てざること

ロ、衛戍地に於ける出戦及帰還部隊の送迎の際統制ある団体をして適宜其の人員を制限して駅構内に入場せしむるは支障なし、但し此場合に在りては衛戍司令官に於て停車場司令官又は駅長と協議し適宜指示するものとす

ハ、出征者の門標並に戦没者の家族慰問の便を図る為の道標等の設置は差支なし
以前の方針にほとんど戻ったといつてよいだろう。

⑤ おわりに

以上、長野県と新潟県の徴兵・兵事史料から、満州事変、日中戦争、アジア太平洋戦争へと続く戦争の長期化の中で、国家、特に軍が、兵士の見送りと帰還にどのような方針で臨んだのか、軍が出征兵士と民衆との「別れ」にどのように対処し、兵士をどのようにして送り出したのか、あるいは迎え入れたのか、すなわち軍による民衆動員のあり方について、考察した。明らかになったことは、次のとおりである。

①満州事変期、入営・除隊兵の歓送迎会は盛大に行われたが、昭和恐慌の影響もあり、軍は入営兵への饒別や除隊兵の返礼等旧習の打破、冗費の節約に力を入れた。しかし民衆の習慣を変えるまでにはいたらなかった。

②日中戦争が勃発し、多くの兵士が動員されるようになると、応召兵の出征を祝す壮行会や歓送会、激励会、武運長久を祈る祈願祭等が盛大に行われ、「赤紙の祭」が始まった。しかし戦争が長期化すると、軍は防諜を理由に入営・応召兵の盛大な歓送迎会や見送り等、「別れ」の儀式の簡素化を試み、特に帰還兵士の歓迎には自粛を求めるようになった。

③一九四一年の関特演は、こうした「別れ」の儀式を一変させた。防諜のため、歓送や見送り、送別会、祈願祭など種々の儀式が制限、禁止され、兵士達は私服で秘密裡に出征することになった。これは「赤紙の祭」の終焉を意味し、兵士や民衆の志気を弱め、戦意を喪失させることになった。藤井氏が、「祭なしに民衆の死を買うには抑圧と狂気をつよめねばならなくなる。それは銃後形成史の自己撞着でもあった」（『国防婦人会』二二三頁）と指摘したように、軍の政策は、戦争遂行・民衆動員に矛盾するものとなっていた。

④軍は米英との開戦後、銃後の鬱屈した気分を一掃し戦意を昂揚させるため、歓送や見送り等を許可するなど、諸種の制限を緩和せざるを得なくなった。「赤紙の祭」の復活である。とはいえ、根こそぎ動員体制の下では、増え続ける戦死者をどのように祭るかが最大課題であり、「赤紙の祭」の熱狂は、もうどこにも見あたらぬ時代が到来していた。

以上が、地域の徴兵・兵事史料から見た、入営・応召兵の歓送迎に対する軍の政策の変遷であるが、特に③の段階においては、各師団、各連隊の間で時期やその具体的指示内容に若干の差異があることが判明した。荒川章二氏の『軍隊と地域』（青木書店、二〇〇一年、二六二～二

六三頁）でも、静岡県の事例が紹介されており、やはり時期や内容が若干異なる。こうした地域間のズレは、各連隊の動員時期が異なることからくるものと思われるが、伝達される内容には微妙な差異がある。おそらく軍命令の受容のあり方が師団や連隊だけでなく、各府県、市町村によっても異なっていたのだろう。検討する必要があると思われるが、今後の課題としたい。

註

- (1) 藤井忠俊『国防婦人会』岩波書店、一九八五年、一五〇頁。
- (2) 『野沢町報』第八八号、一九三二年二月一〇日。
- (3) 『野沢町報』第一三六号、一九三五年二月一〇日。
- (4) 『野沢町報』第九一・九二号、一九三三年三月一〇日・四月一〇日。
- (5) 『上越市史 別編7 兵事資料』上越市、二〇〇〇年、六三～六四頁。一九七一年に高田市と直江津市が合併してできた上越市のこの資料集には、高田市内の旧和田村・旧高土村の兵事史料が編纂収録されている。
- (6) 同前『上越市史 別編7 兵事資料』六七～六九頁。
- (7) 同前『上越市史 別編7 兵事資料』七五頁。
- (8) 前掲『国防婦人会』一四五～一四八頁。
- (9) 『桜井時報』第九八・九九・一〇一号、一九三七年七月三〇日・八月三〇日・一〇月三〇日。平賀村役場「昭和拾貳年度 徴兵事務関係綴」佐久市役所所蔵（以後平賀村役場文書は全て佐久市役所所蔵）。
- (10) 『桜井時報』第九九号、一九三七年八月三〇日。
- (11) 前掲『国防婦人会』一四六頁。
- (12) 前掲「昭和拾貳年度 徴兵事務関係綴」。
- (13) 同前「昭和拾貳年度 徴兵事務関係綴」。
- (14) 前掲『上越市史 別編7 兵事資料』一五五～一五七頁。
- (15) 同前『上越市史 別編7 兵事資料』一六六～一六七頁。
- (16) 同前『上越市史 別編7 兵事資料』一八二～一八三頁。ちなみに、二月三日、内務省警保局長は警視總監・各府県長官にあてて、「復員に伴ふ治安上注意の件」を送付し、その中で、帰還将兵の歓迎は、戦死傷者の遺家族の感情を刺激しないよう、「お祭騒」に墜ちぬよう、関係方面の注意を喚起することを指示している（資料日本現代史10―日中戦争期の国民動員①）大月書店、一九八四年、三四五頁）。

- (17) 同前「上越市史 別編7 兵事資料」一八一～一八二頁。
 (18) 「昭和十二」昭和十三年 来翰綴(陸支普) 第一部「防衛庁防衛研究所図書館所蔵」。
 (19) 「野沢町報」第一六四号、一九三八年四月一〇日。
 (20) 前掲「上越市史 別編7 兵事資料」一八七～一八八頁。
 (21) 「野沢町報」第一八三号、一九三九年九月一〇日。
 (22) 前掲「上越市史 別編7 兵事資料」一九二頁。
 (23) 同前「上越市史 別編7 兵事資料」一九五頁。
 (24) 平賀村役場「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。ちなみに、松本連隊区は一九四〇年七月から東部軍管区宇都宮師管下に入り、一九四一年八月からは東部軍管区金沢師管長野連隊区となった。
 (25) 同前「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (26) 喜多村理子「徴兵・戦争と民衆」吉川弘文館、一九九九年、一二六、一三五頁。
 (27) 黒田俊雄編「村と戦争―兵事係の証言」桂書房、一九八八年、五七～五九頁。
 (28) 前掲「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (29) 同前「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (30) 同前「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (31) 同前「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (32) 藤井忠俊「兵たちの戦争―手紙・日記・体験記を読み解く」朝日新聞社、二〇〇〇年、一八頁。
 (33) 前掲「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (34) 同前「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (35) 前掲「兵たちの戦争―手紙・日記・体験記を読み解く」一八頁。
 (36) 下伊那郡座光寺村役場「自昭和十六年至十七年 動員に関する発来翰綴」長野県立歴史館所蔵複製史料。
 (37) 前掲「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (38) 前掲「村と戦争―兵事係の証言」五三～五四頁。小澤真人・NHK取材班「赤紙」創元社、一九九七年、一六六～一六七頁。
 (39) 前掲「公文編冊 昭和十六年分 兵事関係綴」。
 (40) 平賀村役場「公文編冊 昭和十七年分 兵事関係綴」。
 (41) 平賀村役場「公文編冊 昭和十八年分 兵事関係綴」、同「昭和十九年分 兵事関係綴」。
 (42) 前掲「上越市史 別編7 兵事資料」三三〇～三三三頁。
 (43) 同前「上越市史 別編7 兵事資料」三三二～三三四頁。
 (44) 同前「上越市史 別編7 兵事資料」三三六～三三七頁。
 (45) 同前「上越市史 別編7 兵事資料」三三七～三三八頁。
 (46) 同前「上越市史 別編7 兵事資料」三三四～三三五頁。
 (47) 同前「上越市史 別編7 兵事資料」三四九～三五四頁。
- (日本女子大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)
 (二〇〇二年四月三〇日受理、二〇〇二年六月二八日審査終了)

Seeing off and Welcoming Home Soldiers, as Seen from Historical Documentation Related to the Draft and Military Matters in the Showa Era

KIRA Yoshie

This paper draws upon historical documentation related to the draft and military matters, in an attempt to illustrate the state and military's policies with regard to hometown gatherings to see off and welcome home soldiers as well as to show how the soldiers were sent to the battlefield and how they returned, in the period from the Manchurian Incident through the Chinese-Japanese War and the Asia-Pacific War.

At the time of the Manchurian Incident, the military put its efforts into cutting down on unnecessary expenses and abolishing old customs such as farewell gifts for newly enlisted soldiers and return gifts by discharged soldiers. Later, as the army began to mobilize a great number of soldiers with the start of the Chinese-Japanese War, grand send-off parties and pep-rallies and prayer sessions for eternal fortune began to be held. This was the beginning of the "Red Paper (enlist card) Festival." As the war continued and the situation was prolonged, the military attempted, on grounds of preventing espionage, to simplify "farewell" ceremonies such as the grand send-off parties and pep-rallies for newly enlisted soldiers and, being particularly sensitive with regard to welcoming back repatriated soldiers, called for related parties to exercise self-restraint in giving ceremonies.

However, the situation regarding such "farewell" ceremonies changed completely with the Kwantung Army's Special Exercises in July 1941. On grounds of preventing espionage, the military instructed local authorities to carry out draft operations in top-secret. At the beginning, a lack of policy coordination in the military led to some confusion in the authorities but later, due to the military's strong insistence, send-off parties at shrines and schools, seeing people off at the train station, farewell parties, prayer session, and other ceremonies were restricted or forbidden and the draftees were forbidden to wear military uniform but had to leave for the battlefield in secret wearing civilian clothes. This signified the end of the "Red Paper Festival" and brought down the morale of the soldiers and the people, causing them to lose their fighting spirit. These policies themselves were contradictory to the pursuit of war.

Therefore, in order to disperse the feeling of misery at the home front and to boost morale, the military, after the outbreak of war between Japan and the US and the UK in December 1941, began to permit send-off and farewell parties and started to ease various regulations. In this way, the "Red Paper Festivals" were restored. Nevertheless, as the military continued to advance their plan for total enlistment, their most serious concern dealt with how to conduct services for the ever-growing number of war dead. By this time, such grand celebrations of "Red Paper Festivals" as might expose the military to the risk of espionage had completely disappeared.